

第11次釜石市交通安全計画の概要

1. 計画の作成

交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、交通安全対策基本法第26条によって、県の交通安全計画に基づき、当市の交通安全計画を作成するものです。

2. これまでの経過（昭和45年以降、これまで第10次にわたる計画を作成）

【第10次釜石市交通安全計画（H28～R2）における目標と達成状況】

(1) 【目標】交通事故の発生及び死傷者数の減少

- 人身事故 最大 H28：72件 最小 R2：34件
- 物損事故 最大 H29：959件 最小 R2：546件
- 死傷者数 最大 H28：90人 最小 R2：34人

(2) 【目標】交通事故死者数年間0人

- 死者数 最大 H30：2人 最小 H28、H29、R1、R2：1人

3. 計画の期間 令和3年度から令和7年度までの5年間

4. 計画の基本理念

(1) 交通事故のない社会を目指して

- 人命尊重の理念に基づき、悲惨な交通事故の「根絶」に向け、究極的には交通事故のない社会を目指す。

(2) 人優先の交通安全思想

- 高齢者・障がい者、子ども等の、弱い立場にある歩行者の安全確保が必要

(3) 高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築

- 高齢歩行者の交通事故とともに、高齢運転者による事故の減少を図ることが必要

(4) 施策の推進にあたっての基本的な考え方

- 交通社会を構成する「人間」「車両」「交通環境」の相互の関連を考慮しながら推進
- 国、県、市及び関係機関・団体等との密接な連携のもと、参加・協働型の活動を推進
- 交通事故状況等の変化に弾力的に対応させ、効果的・効率的な対策を推進。公共交通への利用転換など
- 公共交通機関等における一層の安全確保

5. 第11次交通安全計画における目標（令和7年度までに達成する目標）

- 交通事故死者数 年間0人
- 交通事故発生件数（人身事故） 年間30件以下
- 踏切の死傷者事故件数 令和7年度まで0件

6. 第10次計画との相違点

- ・高齢者の事故割合が高いことから、高齢者講習等の高齢運転者対策の充実に努めることや、運転免許証を返納しやすい環境整備、自主返納した者への支援の推進などを明記した。
- ・高齢者が運転する場合の安全運転を支える対策として、サポカー・サポカーS等の先端技術の利用の普及啓発を追加した。
- ・中学生・高校生に対して、自転車事故における加害者責任についての交通安全教育を追加した。

第11次釜石市交通安全計画の体系

計画の基本理念

1 交通事故のない社会を目指して

- 人命尊重の理念に基づき、究極的には交通事故のない社会を目指す。
- 今後は、死者数の一層の減少に取り組むことはもちろんのこと、事故そのものの減少についても積極的に取り組む。
- 豊かで活力ある社会構築のためには、市民の安全と安心を確保することが重要
⇒ 交通安全の確保はその重要な要素
- 悲惨な交通事故の「根絶」に向け、新たな一歩を踏み出すことが必要

2 人優先の交通安全思想

- 道路交通においては、弱い立場にある歩行者の安全確保が必要
⇒ 「人優先」の交通安全思想を基本とした施策を推進
- 全ての交通について、高齢者・障がい者・子ども等の交通弱者の安全確保が必要

3 高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築

- 高齢歩行者の交通事故とともに、高齢運転者による事故の減少を図る
- 事業用自動車においても、運転者の高齢化の進展に伴い生じる課題に向き合うことが必要
- 高齢者となっても安全に移動することができ、安心して移動を楽しみ豊かな人生を送ることができる社会や、安全に暮らせる社会を構築することを目指す。

4 施策推進の考え方

- (1) 交通社会を構成する三要素「人間」「車両」「交通環境」相互の関連を考慮しながら推進
- (2) 参加・協働型の交通安全活動の推進
- (3) 効果的・効率的な対策の推進、並びに公共交通への利用転換
- (4) 公共交通機関等における一層の安全の確保

1 道路交通の安全

現状と課題

- 令和2年の死者数1人（第10次計画の目標：交通事故死者数年間0人）
- 死傷者数に占める死者の割合が高い
- 高齢者が関わる事故比率が高い
- 薄暮時間帯（16時から20時）の発生が死亡事故全体の約3割

第11次交通安全計画における目標

令和7年までに年間 ⇒ 交通事故死者数 : 0人
交通人身事故発生件数 : 30件以下

《重点施策》

1 高齢者及び子どもの交通事故防止対策

- 高齢歩行者対策 … 在宅家庭訪問活動、講習会の開催等
- 高齢ドライバー対策 … 参加・体験・実践型講習会等の開催等
サポカー・サポカーS等の先端技術の普及啓発
- 高齢者に対する指導者・アドバイザーの育成、情報提供等
- 子どもの交通事故防止対策
- 安全な通学路点検及び整備対策

2 生活道路と幹線道路における安全確保対策

- 交通事故多発区間や危険性が高い区間に、凹型路面標示（ランブル・ストリップス）や薄層舗装等の施工の推進
- 通学路等での歩道整備による歩行者安全確保対策の推進
- 追突・出会い頭事故防止対策

3 夕暮れ時・夜間における交通事故防止対策

- ライトの早目点灯運動 ○ 歩行者の反射材用品の活用
- 夜間の原則ハイビーム（こまめな上下切替）走行の取組み
- 道路照明の設置推進 ○ 標識の高輝度化推進

4 被害軽減対策

- すべての座席のシートベルト着用を高める運動の推進（チャイルドシート・後部座席着用運動等含む）

5 自転車の安全利用対策

- 交通安全教育や安全利用の啓発活動の推進（乗車用ヘルメットの着用と各種保険加入の促進等含む）

6 その他留意すべき対策

- 悪質・危険な運転者対策（飲酒運転、無免許運転、速度超過、あおり運転、横断歩行者妨害等）

2 踏切道における交通の安全

令和7年度迄の踏切死傷者事故件数：0件